

役員及び評議員の報酬  
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 ChaCha Children & Co.



(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ChaCha Children & Co. (以下「この法人」という)の定款第八条および二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)理事は、この法人を主たる勤務場所とする常勤理事とそれ以外の非常勤理事とし、監事は非常勤監事のみとする。
- (3)評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、別表1に基づき、同表に定める額の範囲内で役員報酬を支給する。
- 3 非常勤理事、及び監事には、別表2に基づき、同表に定める範囲内で役員報酬を支給する。
- 4 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、別表3に基づき報酬を支給する。
- 5 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、職員を対象とする給与規定(以下「給与規定」)を適用することとし、報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員、及び評議員に対する報酬については、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員が決定する。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤理事の報酬は年俸制とし、年俸額に12分の1を乗じて得た額を毎月支給する。

支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

- 2 非常勤の理事及び監事、並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬額の改定)

第6条 本規程第4条の定めに従い常勤理事の報酬額の改定承認がされた場合、理事会承認日が属する月の翌月支給分より報酬額の改定を行う。

(常勤理事が月の途中で就任又は退職した場合の報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 役員等がその職務を遂行するのに伴い発生する、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費については遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者の法人業務に係る、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費については、前項を適用する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

付 則

最終改正日 2022年4月1日

別表1 常勤理事の報酬

役職	1人あたり 年間基本報酬上限額	1人あたり 1施設または1項目の 年間加算報酬上限額	常勤役員報酬総額 上限額
常勤役員	15,000,000円	1,500,000円	70,000,000

※常勤理事については、基本報酬のほか、法人の事業への寄与をふまえ、加算報酬を別表1に規定する上限額を超えない範囲で支払うことができる。

加算報酬は、①運営施設の増設 ②新たな事業の展開 ③その他理事会が認めるものとし、1人あたりの加算報酬上限を15施設または15項目とする。(1人あたりの年間加算報酬上限額は22,500,000円)

なお、①運営施設の増設に対する加算報酬の支払いは、平成15年度以降に新規開設した園の増設に直接的な関与があったと認められる常勤理事に限定して支給する。

また、いずれの加算報酬についても、その支給可否は理事会及び評議員会で決定する。

別表2 非常勤役員の報酬

役職	理事会出席	監事監査	理事会以外の 法人業務	非常勤役員 報酬総額上限額
理事	10,000円	—	10,000円	200,000円
監事	10,000円	10,000円	10,000円	200,000円

※上記報酬額は所得税控除後の支払額とし、税額表は給与所得の源泉徴収税額表「日額表」の乙欄を適用する。

別表3 評議員の報酬

役職	評議員会出席	評議員会以外の 法人業務	評議員報酬総額上限額 (定款第8条による)
評議員	10,000円	10,000円	500,000円

※上記報酬額は所得税控除後の支払額とし、税額表は給与所得の源泉徴収税額表「日額表」の乙欄を適用する。